別記２　禁止区域

禁止区域

1　次のアからキまでの点を順次結んだ６直線、クからナまでの点を順次結んだ13直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた愛媛県海域

ア　松山市白石鼻

イ　ウの点と松山市鹿島西端とを結んだ直線とアの点と同市小安居島頂とを結んだ直線との交点

ウ　松山市中島歌埼と同市安居島西端とを結んだ直線上同歌埼1,000メートルの点

エ　ウの点と松山市小館場島東端とを結んだ直線の同島東端の側の延長線とオの点と広島県斉島北端とを結んだ直線との交点

オ　松山市白石（三ツ石）

カ　松山市津和地島氏神鼻と広島県横島南西端とを結んだ直線上同氏神鼻2,500メートルの点

キ　山口県情島北端

ク　山口県情島南端

ケ　松山市津和地島カラモ鼻

コ　ケの点と松山市由利島北端とを結んだ直線と山口県片山島南端と同市興居島御手洗鼻とを結んだ直線との交点

サ　山口県片山島南端と松山市興居島御手洗鼻とを結んだ直線と同市由利島灯台と同市野忽那島灯台とを結んだ直線との交点

シ　松山市由利島灯台と同市野忽那島灯台とを結んだ直線と同市中島赤埼と同市興居島頭埼とを結んだ直線との交点

ス　松山市野忽那島灯台と同市興居島這磯鼻とを結んだ直線と同市中島赤埼と同市興居島頭埼とを結んだ直線との交点

セ　松山市野忽那島灯台と同市興居島這磯鼻とを結んだ直線と同市波妻鼻と同市釣島北端とを結んだ直線との交点

ソ　松山市波妻鼻と同市釣島北端とを結んだ直線の同釣島北端の側の延長線と同市忽那山頂と同市二神島妙見山頂とを結んだ直線との交点

タ　松山市忽那山頂と同市二神島妙見山頂とを結んだ直線上同忽那山頂2,000メートルの点

チ　松山市重信川川尻右岸と同市由利島灯台とを結んだ直線上同川尻右岸2,000メートルの点

ツ　松山市重信川川尻右岸と同市由利島灯台とを結んだ直線上同川川尻右岸1,000メートルの点

テ　伊予市郡中港防波堤灯台と松山市由利島灯台とを結んだ直線上同港防波堤灯台500メートルの点

ト　ナの点と松山市由利島灯台とを結んだ直線上同点1,000メートルの点

ナ　伊予市森川川尻右岸

2　松山市白石（三ツ石）の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

3　松山市小館場島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域

4　次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域

ア　伊予市森川川尻右岸

イ　松山市由利島灯台

ウ　伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点

エ　大洲市青島東端

5　松山市由利島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域

6　松山市釣島の周辺最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の海域

7　大洲市青島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域

禁止区域
8　次のアからシまでの点を順次結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた愛媛県海域 ア　伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点 イ　アの点と大洲市青島東端とを結んだ直線上同点3,000メートルの点 ウ　大洲市長浜町大屋の谷と山口県大水無瀬島中央とを結んだ直線上同大屋の谷3,000メートルの点 エ　大洲市長浜町大屋の谷と山口県大水無瀬島中央とを結んだ直線上同大屋の谷4,500メートルの点 オ　大洲市松ケ埼と山口県八島北端とを結んだ直線上同松ケ埼4,500メートルの点 カ　大洲市松ケ埼と山口県八島北端とを結んだ直線上同松ケ埼3,000メートルの点 キ　八幡浜市夢永岬と山口県小水無瀬島西端とを結んだ直線上同夢永岬3,500メートルの点 ク　西宇和郡伊方町襖埼と山口県八島北端とを結んだ直線上同襖埼3,000メートルの点 ケ　西宇和郡伊方町見舞埼と山口県祝島西端とを結んだ直線上同見舞埼3,000メートルの点 コ　西宇和郡伊方町佐田岬真方位零度5,000メートルの点 サ　大分県関埼灯台 シ　西宇和郡伊方町佐田岬